

令和4年第6回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年6月2日（木）午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、 可児 博恭、玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、 樋口 孝男、中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
事務局	局長 高井美樹、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、主事 富田 将教
議案	第32号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第33号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第34号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第35号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和4年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、4番小林司朗委員、11番奥村富雄委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 なお、今回、案件は1件で、この案件が、日程第6、議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号3番、4番と関連しておりますので、併せて審議します。 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第32号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転1件です。

受付番号1番は、千葉県八千代市の方外1名と今渡の方との間における売買による所有権移転です。

今渡地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

続きまして、日程第6、議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号3番、4番について説明します。

受付番号3番は、多治見市の方と今渡の方との間での新規の使用貸借権の設定です。今渡地内の該当農地について、令和6年6月までの2年間、利用集積を図るものです。

受付番号4番は、今渡の方と今渡の方との間での新規の使用貸借権の設定です。今渡地内の該当農地について、令和7年6月までの3年間、利用集積を図るものです。

はじめに説明しました3条の譲受人は現在1,414㎡の農地を所有しています。今回、3条申請により866㎡を取得しますが、下限面積の3,000㎡に満たりません。併せて、利用権設定により820㎡を借り受けることで総面積が3,100㎡となり、下限面積の要件を満たすこととなります。

本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

熊澤委員 受付番号1番、今渡お願いします。

推進委員1番の熊澤が受付番号1番について報告します。

受付番号1番は、今渡地内において、比較的農地が多い場所にあります。事務局から説明があったように利用権設定をすることによって合計面積3,100㎡となり、条件が満たされます。経営規模の拡大を図るものであり、今後大いに期待するもので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、また、事務局から説明のありました利用集積計画の件につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見なしの声あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第32号について、原案のとおり許可することに、また、議案第36号受付番号3番、4番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第32号は原案のとおり許可することに、また、議案第36号、受付番号3番、4番について、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第33号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、今回、案件は1件で、この案件が、日程第5、議案第35号、土地現況確認申請書

(非農地)の承認について受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第33号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、1件です。

受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

昭和50年頃から敷地の一部として利用しているため、始末書が提出されています。

続きまして、日程第5、議案第35号、土地現況確認申請書(非農地)の承認についての受付番号1番について説明します。

受付番号1番は、土田の方が所有する土田地内の畑です。

該当農地は、平成11年頃まで耕作していましたが、平成11年に作業場、物置を建築し、現在に至るとのことです。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

佐橋委員 受付番号1番、及び、非農地受付番号1番、土田お願いします。

推進委員2番の佐橋から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、既に自宅への進入路として利用されており、下水、水道も問題ないことを確認しました。始末書も提出されており、問題ないと思います。

非農地受付番号1番は、既に農業用倉庫が建っており、非農地として問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第33号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することに、また、議案第35号、受付番号1番は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第33号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに、議案第35号、受付番号1番は原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号3番及び10番の案件は、取り下げとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第4、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転6件、使用貸借権の設定1件、賃借権の設定1件の合計8件です。

受付番号1番は、川合の方と川合の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めています。

転用事業者は、川合地内で、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、下恵土の方と川合の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めています。

転用事業者は、川合地内で、一般個人住宅及び飲食店従業員駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号3番は、取り下げとなっています。

受付番号4番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めています。

転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、土田の死亡者相続財産管理人と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めています。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

この案件は、亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産管理人となっているものです。

受付番号6番は、三重県桑名市の方外2名と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めています。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、大森の方と今渡の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号8番は、柿田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿田地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号9番は、広見の方と白川町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号10番は、書類不備により取り下げとなりました。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、川合お願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、川合にある事業者が駐車場として整備するもので、14台の駐車が可能です。隣地から同意書があり、転用後は碎石を敷くため雨水排水は農業に影響がなく、問題ないと思います。

大澤委員 農業委員2番の大澤が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、隣接地で飲食店をしている方の息子が住宅の建築及び飲食店従業員駐車場として整備される申請です。隣接の南側農地の所有者と話しましたが、転用しても問題はないとのことでした。上下水道共に整備されており転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号4番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員3番の中村が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、周辺に農地は無く、下水は公共下水道、雨水は道路側溝であり、転用さ

議 長 受付番号5番、6番、土田お願いします。
 佐橋委員 推進委員2番の佐橋が受付番号5番、6番の案件について報告します。
 受付番号5番は、土田の方が亡くなられ相続人がおりません。現地は草が生い茂っています。上下水道が整備されており、宅地に転用されても問題ないと思います。
 受付番号6番は、土田の住宅地にあり、畑が点在しています。上下水道も整備されており、進入路も分筆して作っており、転用されても問題ないと思います。
 議 長 受付番号7番、大森お願いします。
 伊藤委員 農業委員10番の伊藤が受付番号7番の案件について報告します。
 受付番号7番は、田の下流にあり、道路側溝、上下水道共に整備されており、転用されても問題ないと思います。
 議 長 受付番号8番、柿田お願いします。
 栗本委員 農業委員12番の栗本が受付番号8番の案件について報告します。
 受付番号8番は、市道に挟まれた土地であり、隣接農地所有者の同意もあるため、転用されても問題ないと思います。
 議 長 受付番号9番、広見お願いします。
 樋口委員 農業委員13番の樋口が受付番号9番の案件について報告します。
 受付番号9番は、申請地の周辺に農地はなく、西側市道から出入りします。雨水排水は村木用水の排水路につながります。周辺は宅地化され、申請地より高くなっているため、盛土が必要かと思われませんが、そうすると道路との高低差が出来てしまうため、注意が必要です。その他は問題ないと思います。
 議 長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。
 玉木委員 受付番号5番の案件について、相続人がいないとのことだが、売却した後のお金はどこにいくのか。
 事務局 裁判所を通じて、国へ寄付されます。
 議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。
 委員 【質疑・質疑なし】
 議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
 議案第34号については、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
 委員 【異議なしの声多数】
 議 長 異議ないものと認め、議案第34号について、許可相当として、市に進達することに決しました。
 議 長 続きまして、日程第5、議案第35号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題とします。
 なお、受付番号1番については、審議済みです。
 それでは、事務局に説明を求めます。
 事務局 日程第5、議案第35号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

今月の申請は2件です。

受付番号1番は、先ほど4条と同時に審議いただきました。

受付番号2番、多治見市の方が所有する下切地内の畑です。

該当農地は、昭和60年頃まで耕作していましたが、昭和60年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

受付番号2番、下切をお願いします。

玉木委員 農業委員8番、玉木が報告します。

昭和60年頃から管理ができなくなり、畑としての利用は見られず、山林化しているため、非農地として問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 議案第35号、受付番号2番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第35号、受付番号2番は原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

なお、受付番号3番、4番については、すでに審議済みです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第36号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、8件です。

受付番号1番は、塩河の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和9年6月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号2番は、塩河の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和9年6月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号3番、4番については、先ほど3条と同時に審議いただきました。

受付番号5番は、下恵土の方と下恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

下恵土地内の該当農地について、令和9年6月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号6番は、下切の方と下切の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

下切地内の該当農地について、令和9年6月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号7番は、愛知県春日井市の方と柿田の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。
 柿田地内の該当農地について、令和9年6月までの5年間、利用集積を図るものです。
 受付番号8番は、愛知県春日井市の方と柿田の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。
 柿田地内の該当農地について、令和9年6月までの5年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 塩河の法人がこれからどのように稲作を行っていくのか興味があるのだが、今年の稲作の様子はどうか。

可児委員 稲作については、借りている土地を問題なく行えている。しかし、それ以外の土地で適正な利用が見られないため、引き続き注視していく。

奥村(廣)委員 私も気になって見ているのだが、昨日の段階で一町歩ほど田植えが終わったそうです。また、明日から四反ほどを植えていくそうです。乾燥、糶摺りをする倉庫を建てる計画も考えているので、可児委員とともにその計画も見ていきます。

大澤委員 受付番号6番について、子どものために4,000㎡弱の農地を借りていると聞いたが、綺麗に管理しているのか。

玉木委員 子どもたちのために10年ほど前から借りている。綺麗に管理されている。

飯田委員 一部の田で子どもたちと一緒に田植えをしたと聞いている。

玉木委員 もち米を植えていると聞いています。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

中村委員 農地転用の全体的な話になりますが、境界にコンクリートブロックを設置すると、トラクターが通った際に崩れてくる可能性があり、農業をしにくいとの相談を受けました。コンクリートブロックの根入れはどのくらいかという基準はありますか。

事務局 周辺農地の耕作に影響が出ないように施工をしていただく指導はしています。

中村委員 市として、根入れの基準・指針があると良いかと思えます。

事務局 基準については、県等に確認し、農業委員会事務としてそこまでの指針が必要か検討します。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

議 長 【意見・質疑なし】
 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第36号、受付番号1番、2番及び5番から8番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数】
 異議ないものと認め、議案第36号、受付番号1番、2番及び5番から8番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長

事務局

続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の5月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数6件)

近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

農業用施設の届出書の5月届出分です

別添資料2をご覧ください。(2件)

次に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてです。

別添資料は3、4をご覧ください。

これは毎年作成しているもので、ホームページに掲載・公表して市内在住の方からの意見募集を行います。意見募集期間は、令和4年6月3日から令和4年7月4日までの約1ヶ月間です。

続きまして、5月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今月は届出がございませんでした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は6月27日の月曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和4年第7回農業委員会総会は、令和4年7月1日金曜日に午後3時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

議長

これをもちまして、令和4年第6回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。